第五十一条第二項中「第五十条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二　指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三　指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。

四　指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五　指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七　指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。

八　前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十　指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第五十四条の見出しを「（報告等）」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」を「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」に、「診療内容及び診療報酬請求の適否を調査するため必要がある」を「医療扶助に関して必要があると認める」に、「の管理者」を「若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」に改め、「報告」の下に「若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示」を、「命じ」の下に「、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め」を加え、「当該医療機関」を「関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関」に、「その他の帳簿書類」を「、帳簿書類その他の物件」に改め、同条第二項中「第二十八条第二項及び第三項」を「第二十八条第三項及び第四項」に改める。

第五十四条の二第一項中「その主務大臣の同意を得て」を削り、「地域包括支援センター」を「その事業として介護予防支援計画を作成する者」に改め、「開設者、本人又は設置者の同意を得て」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　介護機関について、別表第二の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3　前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

第五十四条の二第四項中「第五十条から前条までの規定は、第一項」を「第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項」に、「第二項」を「第二項本文」に、「地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を」を「ものを」に改め、「この場合において」の下に「、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と」を加え、「第五十三条第三項」を「同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項」に改め、「同条第四項中」の下に「「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、」を、「国民健康保険団体連合会」と」の下に「、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と」を加え、「ほか、これらの規定に関し」を「ものとするほか、」に改める。

第五十五条を次のように改める。

（助産機関及び施術機関の指定等）

第五十五条　都道府県知事は、助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2　第四十九条の二第一項、第二項（第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。）及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。）及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第四号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「医療機関（以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師（以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条の二中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十五条の二第一号中「（前条において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）及び第十四条の二第一項」を「、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項」に改め、同条第二号中「前条」を「第五十五条第二項」に改め、同条第三号及び第四号中「前条」を「第五十五条第二項」に改め、「第四十九条」の下に「、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項」を加え、第七章中同条を第五十五条の三とする。